

令和 7 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

(管理会社コード 16714)

代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅

問合せ先 ビジネスサポート本部 木村 幸恵

(TEL:03-6843-1413)

E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○E T F 名称

2516_東証グロース 2 5 0 E T F

2094_東証 R E I T インバース E T F

○変更内容およびその理由

変更の内容

「受益権の申込単位および価額」および「信託の一部解約」の条文において、取得申込・一部解約請求の受付期限の変更を行います。

理由

取得申込または一部解約請求に係る受付時限を可能な限り後ろ倒しにして欲しいという指定参加者やマーケットメイカーからの要望を勘案し、当該受付時限に係る規定および関連する規定について所要の変更を行います。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 令和 7 年 9 月 12 日

実施日 : 令和 7 年 9 月 29 日

以上

東証グロース 250ETF

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(受益権の申込単位および価額) 第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後5時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、<u>午後5時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</u> ②～③ <略> ④ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行われます。 ⑤ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)	(受益権の申込単位および価額) 第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、<u>平成30年2月1日以降、</u>第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後3時30分</u>までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、<u>午後3時30分以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</u> ②～③ <略> ④ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行われます ⑤ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)

に相当する金額を徴することができるものとします。 ⑥ <略> (一部解約金の支払い) 第 47 条 一部解約金は、第 50 条第 1 項に規定する<u>解約申込日</u>から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 50 条第 4 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第 50 条第 5 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 (信託の一部解約) 第 50 条 受益者は、販売会社の営業日に、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、<u>一部解約の実行の請求日</u>（以下「<u>解約申込日</u>」といいます。）の午後 5 時までに、<u>最低口数</u>（2 万口）以上かつ委託者が別に定める<u>解約請求上限口数の範囲内の口数</u>で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 5 時限以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。なお、解約請求上限口数は、<u>解約申込日</u>の総口数残高の 3 分の 1 または 100 万口のいずれか大きい口数とします。 ② <略> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、株価指数先物取引について、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、前営業日の一部解約請求の取り消しを行うものとします。 1. 株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日</u>の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき 2. <u>解約申込日</u>の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ④～⑤ <略> ⑥ 前項の一部解約の価額は、第 1 項に規定する<u>解約申込日</u>の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 1. 信託財産留保額は、設定当初は 0.5%の率を乗じて得た額（1 口当たり）を上限とします。 2. 定期的に留保率の見直しを行います。	ます。)に相当する金額を徴することができるものとします。 ⑥ <略> (一部解約金の支払い) 第 47 条 一部解約金は、第 50 条第 1 項に規定する<u>一部解約請求日</u>から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 50 条第 4 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第 50 条第 5 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 (信託の一部解約) 第 50 条 受益者は、販売会社の営業日に、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数</u>（2 万口）以上かつ委託者が別に定める<u>解約請求上限口数の範囲内の口数</u>で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 3 時 30 分までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 3 時 30 分以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。なお、解約請求上限口数は、<u>解約請求受付日</u>の総口数残高の 3 分の 1 または 100 万口のいずれか大きい口数とします。 ② <略> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、株価指数先物取引について、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、前営業日の一部解約請求の取り消しを行うものとします。 1. 株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の<u>一部解約請求日</u>の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき 2. <u>一部解約請求日</u>の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ④～⑤ <略> ⑥ 前項の一部解約の価額は、第 1 項に規定する<u>一部解約請求日</u>の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 1. 信託財産留保額は、設定当初は 0.5%の率を乗じて得た額（1 口当たり）を上限とします。 2. 定期的に留保率の見直しを行います。
---	---

⑦ <略> ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 6 項の規定に準じて計算された価額とします。 ⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に解約申込日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。	⑦ <略> ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。 ⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に一部解約請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。
---	---

東証 R E I T インバース E T F

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後 5 時まで取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2 万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、午後 5 時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。 1. ファンドの計算期間終了日(決算日)の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内) 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 3. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の 3 営業日前から前営業日まで 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 5. なお、1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、<u>2023 年 10 月 6 日以降</u>、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後 3 時 30 分までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2 万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、<u>午後 3 時 30 分以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。 1. <u>毎計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで</u> 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 3. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の 3 営業日前から前営業日まで 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 5. なお、1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに

鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。 6. 当ファンドが上場する東京証券取引所から取得申込の受付停止に係る協議の要請があり、当該協議を踏まえて委託者が取得申込の受付を停止することが適当と認められるとき、適時開示にて取得申込の受付の停止および停止期間を開示し、その期間の取得申込の受付を停止することとします。 ③ <略> ④ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1,000円とします。</u> ⑤～⑥ <略> （一部解約金の支払い） 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>解約申込日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> （信託の一部解約） 第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>委託者に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（2万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後5時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。 1. <u>ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）</u> 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 3. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効	鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。 6. 当ファンドが上場する東京証券取引所から取得申込の受付停止に係る協議の要請があり、当該協議を踏まえて委託者が取得申込の受付を停止することが適当と認められるとき、適時開示にて取得申込の受付の停止および停止期間を開示し、その期間の取得申込の受付を停止することとします。 ③ <略> ④ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込受付日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1,000円とします。</u> ⑤～⑥ <略> （一部解約金の支払い） 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>一部解約請求日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> （信託の一部解約） 第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数（2万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時30分までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時30分以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。 1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u> 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 3. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効
---	--

力発生日の3営業日前から前営業日まで 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 5. なお、1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。 ③～④<略> ⑤ 前項の一部解約の価額は、第1項に規定する<u>解約申込日</u>の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を上限として信託財産留保額として控除した価額とします。 ⑥ 前各項の規定にかかわらず、REIT指数先物取引を行うものについて、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、第1項による前営業日の一部解約請求の取り消しを行うものとします。 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日</u>の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき 2. <u>解約申込日</u>の翌営業日の当該先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ⑦～⑨<略> ⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に解約申込日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。	力発生日の3営業日前から前営業日まで 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 5. なお、1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。 ③～④<略> ⑤ 前項の一部解約の価額は、第1項に規定する<u>一部解約請求日</u>の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を上限として信託財産留保額として控除した価額とします。 ⑥ 前各項の規定にかかわらず、REIT指数先物取引を行うものについて、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、第1項による前営業日の一部解約請求の取り消しを行うものとします。 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>一部解約請求日</u>の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき 2. <u>一部解約請求日</u>の翌営業日の当該先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ⑦～⑨<略> ⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。
--	---